

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
案要綱

第一 高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正

経済産業大臣の行う圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定めること。

(別表第三第一の項口関係)

第二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正

都道府県知事等の行う圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の標準となる額を定めること。
(本則の表五十四の項の口関係)

第三 附則

この政令は、令和二年四月一日から施行すること。

(附則関係)